

平成27年度事業報告の概要

平成27年7月1日
平成28年6月30日

公益社団法人として第4期目を迎えました。

この1年間、諸規則を順守し、社員の資質の向上を図り、業務処理を適正に実施することを目指してきましたが、社員の団結と努力が足りなかったように思えます。

諸規則の整備については、公益社団法人になってから多くの諸規則を見直して必要な諸規則を改正してきました。今期は地区設置規則、理事報酬に関する規則の改正を行いましたが、今後も見直しや整理が必要な規則等については適宜改正を行います。

業務管理については、業務処理規則や細則が順守されてないなど課題も多く残念に思っており、今後は、社員の意識の向上と規則や細則に基づく適切かつ迅速な処理ができるよう強化したいと考えています。

不動産登記法第14条の地図作成業務については、2度の入札でも落札できませんでしたが、土地家屋調査士の使命として、また、公益社団法人の役割を認識し、理事会を開催して随意契約で受託しました。佐賀地区の社員には大変御苦労をかけて、心苦しく思っておりますが、引き続き御協力をお願いします。

また、今年度から佐賀市の地籍調査が始まり、当協会も1地区を受託することになりました。今後数十年続く業務で協会としても全力を挙げて取り組みたいと考えています。初めての業務で御苦労があるかと思いますが応募した社員に感謝します。

事業収入については、他県の一般社団法人の低価格の入札により大変厳しい状況が続いているが、18年度以来10年ぶりに1億円を超えることができました。これは、国及び県から受託額の増額に伴うものですが、これまで発注がなかった県の出先機関から受託することもできました。これまでの提案活動の成果だと思っており、引き続き、努力したいと思っています。また、市町においても同じく提案活動を行い、業務受託に結び付けたいと思っています。

海拔表示板設置については、白石町内の小学校に11箇所設置しました。昨年は、佐賀市支所4か所でしたので、この事業が県民の方々に理解が深まり浸透しつつあると思っています。特に熊本地震は、佐賀でも震度5弱の激しい揺れに襲われ、その怖さを身を持って体験しました。これを契機として、県民の防災に対する意識が高まり、公団協会の海拔表示板設置事業についてのニーズも増大するものと思われます。

官公署職員との合同研修は、初めて土地家屋調査士以外の士業団体にも呼び掛けて、実施しました。士業団体へ呼びかけは初めての試みでしたが、聴講者が増え成果があったと思っています。

登記基準点の亡失調査については、今年度も社員の協力により完了することができました。

今後も、県民の期待に応えられるよう、公益社団法人としての公共測量の技術や土地家屋調査士としての業務向上と研鑽に励み、社員一丸となって努力を積んで行かなければならぬと思います。

平成27年度 事業報告

総務部

1. 事務局体制の整備・充実について

事務局体制の整備を行った。

2. 組織力の強化について（人材育成の推進）

(1) 退会者に対して再入会の要請を行い、社員の増加に努めた。

(2) 大規模事業等に対処し、専門家としての技術力向上を図るために、社員3名を地籍調査研修に受講させた。

3. 公益社団法人としての諸規則の整備について

地区設置規則、理事報酬に関する規則の改正を行った。

経理部

1. 公益法人会計に基づく、適正・迅速な事務処理を行った。

2. 予算の効率的な執行を行うとともに、研修会に参加し、知識の向上及び実務の研究に努めた。

業 務 部

1. 不動産登記法第14条地図作成業務について

不動産に関する権利の明確化に寄与するため、適正かつ迅速に作業を行った。(佐賀市昭栄・長瀬地区の2年目作業、佐賀市伊勢町・西田代一丁目・六座町地区の1年目作業)

2. 事業啓発活動について

(1) 不動産の権利の明確化に向けての啓発活動を行った。

(2) 当協会が実施する公益目的事業について、県庁関係課、顧問県議団と勉強会を行った。また、他県の受託状況の調査を行った。

3. 成果品について

成果品マニュアルに沿った成果品の納入の徹底を図った。

4. 登記基準点について

既存の登記基準点の亡失点調査及び台帳管理を行った。

企 画 部

1. 官公署の職員に対し、不動産に関する権利の明確化についての研修会を実施した。(官公署職員との合同研修会)

2. 海拔表示板設置事業を佐賀県土地家屋調査士会と協力して実施した。 (設置場所：杵島郡白石町内の小学校等)